

道路法第 24 条の承認工事に係る審査基準概要

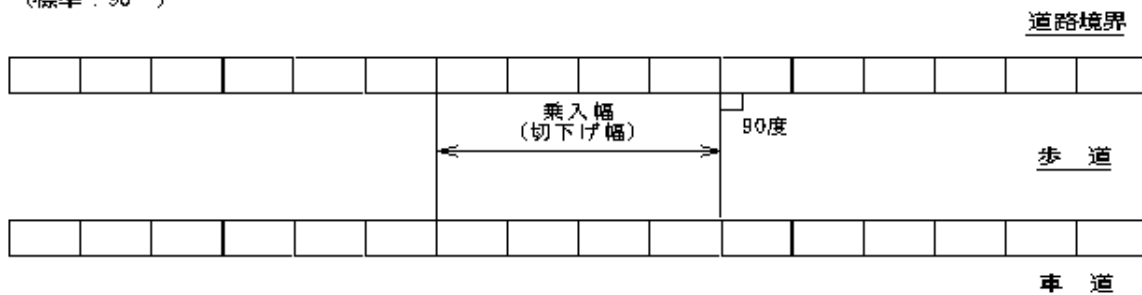
(車両出入口取付工事)

1. 車両乗入幅は下表の幅以内としてください。

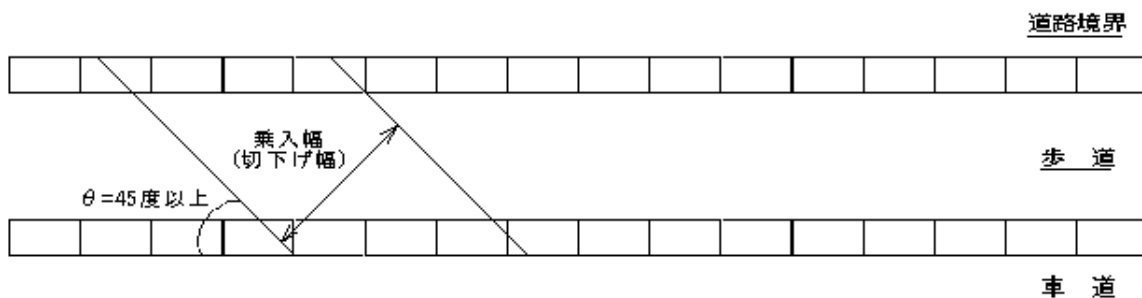
型式	車種	幅
I 種	乗用、小型貨物自動車	4.0 m
II 種	普通貨物自動車等 (6.5t 以下)	8.0 m
III 種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5t をこえるもの)	12.0 m

- (1) 出入りする車種の最大のものを適用します。
- (2) 車種はいずれも 1 車両の場合です。トレーラーまたは特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができます。
- (3) ガソリンスタンド等他の法令により定められているものについては、必要とする取付け幅を取ります。
- (4) 取付け角度は原則 90° とします。ただし、現地の状況によりこれによりがたい場合は、45° まで斜め取付けを承認することとします。
- (5) 乗入幅の数値は乗入方向に直角方向の長さとしてします。
- (6) 乗入幅は特殊変形縁石を除いた低下縁石の長さとしてします。
- (7) 規格の幅によると車両が歩道を走行するなど、かえって歩行者の安全が確保できない恐れがある場合で、かつ、道路区域内に十分な駐車スペースがあり、歩道が車両に利用される恐れがないと認められる場合（コンビニエンスストア等）、共同住宅の出入口で、周囲の状況から交通安全上特に支障がないと認められる場合、住宅等において、複数台の車両を駐車する必要性が認められ、周囲の状況から交通安全上特に支障がないと認められる場合、敷地が不整形等のため規格の幅では車両の出入が困難な場合などについては、別途協議の上、幅を延長することも可能とします。

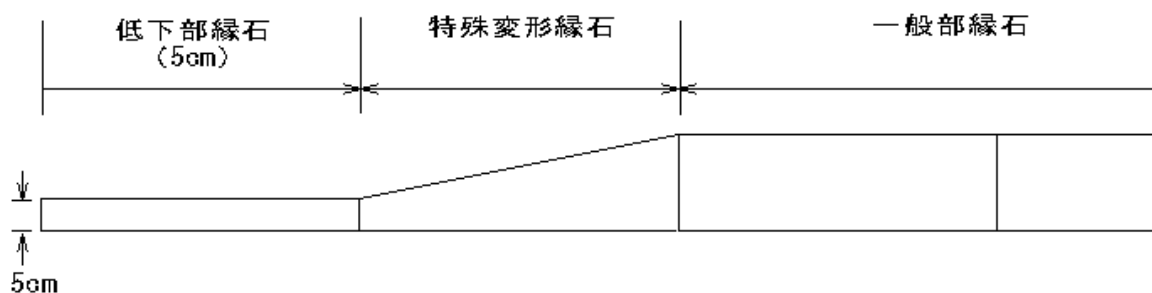
(標準：90°)



(標準によらない場合：45° 以上)



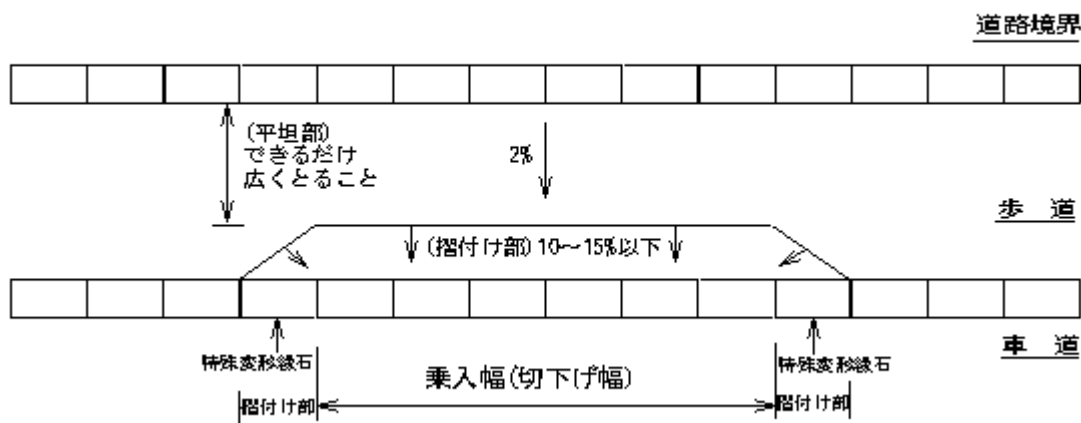
2. 車両乗入箇所は、原則として出入対象施設について1箇所としてください。ただし、出入対象施設が大規模な場合（公共施設、総合病院、大規模店舗等）、乗入箇所を1箇所にすると混乱を招く等、交通安全上好ましくないと認められる場合（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）などについては、5m以上の間隔をあけて2箇所設置することも可能とします。
3. 以下の場所については、乗入箇所とすることができません。ただし、車両出入口道路区域に隣接する地域に居住等する者の使用する車両が出入りするものであって、通行回数が少なく、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(2)～(4)は適用しないことができます。
- (1) 横断歩道の中及び前後5m以内の部分（公安委員会が認めた場合を除く）
 - (2) トンネルの前後各50m以内の部分
 - (3) バス停留所及びバス停車帯の部分（停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分）
 - (4) 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
 - (5) 総幅員7m以上の交差点の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分（T字型交差点のつきあたりの部分を除く）
 - (6) 橋の部分
 - (7) 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分（交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く）
 - (8) 交通信号機、道路照明灯及び道路標識等の設置されている部分（道路管理者及び占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く）
4. 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔を取ってください。
5. 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置してください。なお、側溝蓋、側溝の擁壁は、大型車両が通行する場合それに耐えうるものとしてください。
6. 車両出入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置を取ってください。
7. 車道との段差については、次に掲げる方法で施工してください。
- (1) 一般乗入箇所は、一般低下部縁石及び大型乗入低下部縁石を使用してください。
 - (2) その他重車両乗入箇所及び取付道路部は、大型乗入低下部縁石を使用してください。
 - (3) 切り下げ部から一般部への摺付け部は、特殊変形縁石を使用してください。
 - (4) 歩車道境界の段差は5cmを標準としてください。



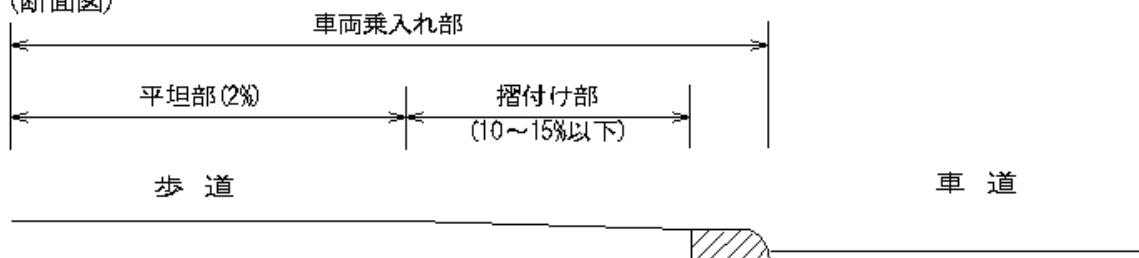
8. 平坦部、摺付け部の傾斜は、原則として、次に掲げる方法で施工してください。

- (1) 平坦部は2%（バリアフリー法に基づく重点整備地区の特定経路の歩道等については、1%以下で排水性舗装を行うことを原則とする。）とし、歩道等の幅員が十分ある場合は2m以上、やむを得ない場合は1m以上とし、できるだけ広く取ってください。
- (2) 横断摺付け部は10～15%以下としてください。
- (3) 摺付け部の縁石構造は特殊変形縁石1本としてください。（高齢者や障害者が使用する場合などは、2本とすることも可能です。）
- (4) 摺付けは、植樹帯等がある場合は当該植樹帯等内、植樹帯等がない場合は歩道等内において行なうものとし、歩道等の幅員が狭く(1)及び(2)による摺付けができない場合は、車道と歩道等、歩道等と民地の高低差を考慮し、車両乗入れ部を全面切り下げて縦断勾配により摺付けてください。この場合、縦断勾配は5%以下としてください。

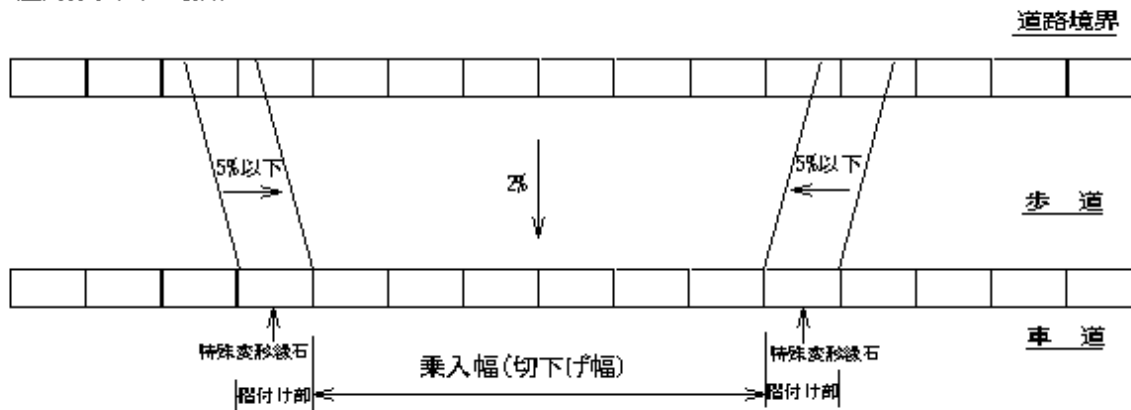
(平面図)



(断面図)



(全面切り下げの場合)



9. 車両出入口の設置に伴い舗装構成を変更する部分及び摺付けを行う部分は、利用車種に応じて下表のとおり施工してください。

(アスファルト舗装)

種別	車種	細粒度 アス混 合物	アスファルト 安定処理	下層路盤	凍上抑制層	
					右記以外 の地区	粘土層地域 (駒場・つく し地区の一部)
I 種	乗用、小型貨物自動車	3 cm	－	1 0 cm	1 7 cm	4 7 cm
II 種	普通貨物自動車等	3 cm	－	1 0 cm	1 7 cm	4 7 cm
III 種	大型及び中型貨物自動車等	3 cm	5 cm	2 0 cm	2 2 cm	5 2 cm

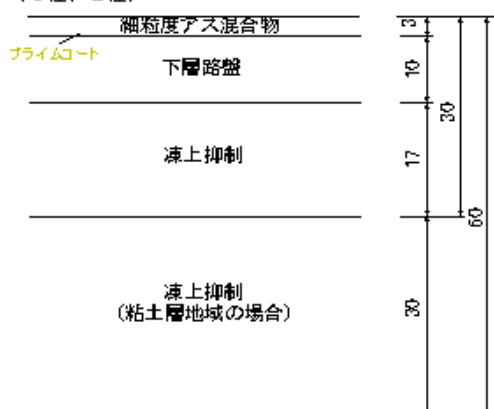
(インターロッキング等)

種別	車種	ブロック	砂	下層路盤	凍上抑制層	
					右記以外 の地区	粘土層地域 (駒場・つく し地区の一部)
I 種	乗用、小型貨物自動車	6 cm	3 cm	1 0 cm	1 1 cm	4 1 cm
II 種	普通貨物自動車等	6 cm	3 cm	1 0 cm	1 1 cm	4 1 cm
III 種	大型及び中型貨物自動車等	6 cm	3 cm	2 0 cm	1 9 cm	4 9 cm

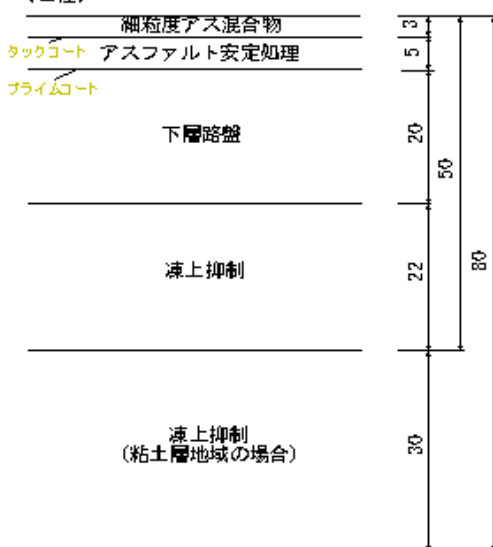
- (1) 舗装厚は出入する車種の最大のものを適用します。
- (2) 路床土は良質土、路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーランを用いてください。
- (3) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は、減じないものとします。
- (4) 粘土層地域が不明な場合は、市へ確認を行ってください。

(アスファルト塗装)

< I 種、II 種 >



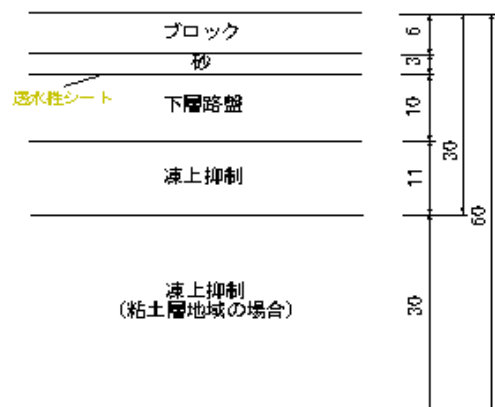
< III 種 >



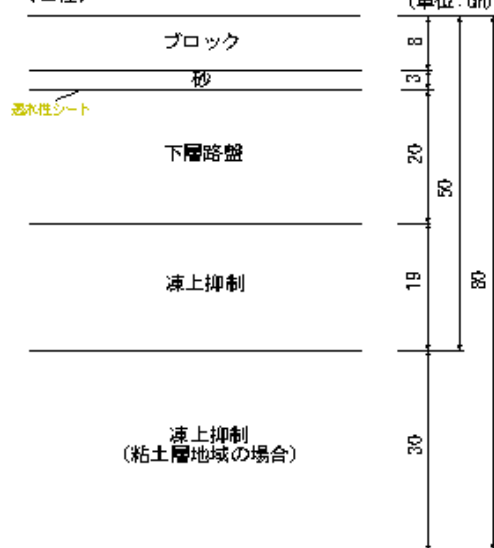
※ 駒場・つくし地区の一部については、粘土層のため、凍上抑制は通常より更に 30cm 必要。
粘土層地域が不明な場合は、事前に市へ確認のこと。

(インターロッキング等)

<Ⅰ種、Ⅱ種>



<Ⅲ種>



※ 駒場・つくし地区の一部については、粘土層のため、凍上抑制は通常より更に 30cm 必要。

※ 粘土層地域が不明な場合は、事前に市へ確認のこと。

10. その他

- (1) 工事は原則として融雪後から降雪前までの期間に行なってください。ただし、緊急その他やむを得ない事情により降雪期に施工する場合は仮復旧を行い、本復旧は融雪後速やかに行なってください。（本復旧の場合は、融雪後に手直しを行なってください。）
- (2) 既設低下部縁石が不要となる場合は、申請者の負担において、基本縁石に復旧してください。
- (3) 街路樹等の移設が必要となる場合は、別途協議し指示を受けてください。
- (4) 歩道改良を行っていない地区の舗装構成及び平坦部、摺付け部の傾斜については、この基準によらず、現状復旧で構いません。
- (5) 工事完了後、2年以内で当該工事によるかきが原因で、路面が沈下、又は損傷が生じた場合は、申請者の負担をもって復旧工事の施工を命ずることがあります。
- (6) この基準に定めのない事項については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等（道路事業設計要領、北海道道路工事標準設計図集）を参考としてください。